

2月定例県議会追加代表質問

2014年3月3日 神山悦子県議

質問

日本共産党の神山悦子です。県議団を代表し、追加代表質問を行います。

福島県民にとっては忘れることができないあの3・11の大震災・原発事故から今年11日で丸3年を迎えます。浜通り地方は、地震と津波被害を同時に受け、中通りから県南地方では地震によるかつてない被害を受け、本県はこれに人災による原発事故が加わったのです。

他の災害にはみられない時間的にも空間的にも社会的にも「異質の危険」をもたらす原発事故によって、多くの県民がふるさとを追われ、3年たつ今も13万5千万人余の県民がふるさとに戻れず、そのうち、5万人近い県民が県外で避難生活を送っています。長期にわたる避難生活によって家族はバラバラにされ、人生までも狂わされたのです。災害関連死は、昨年12月で直接死を上回り、被災3県の中で最多の1,664人(14年2月末)になっています。

しかし、安倍政権には、福島第一原発事故への反省はまったく見えてきません。それどころか、2月25日には原発を「ベースロード電源」とする「エネルギー基本計画」の政府案を原子力関係閣僚会議で決定しました。しかし、文言を修正しただけで、「原発を重要な基盤電源」とする政府方針を変えたわけではありません。福島県民の苦しみや現実には目を塞ぎ、原発ゼロを求める多数の国民の声を無視し、ひたすら財界とアメリカの要請に応え、再稼働と海外輸出をすすめる安倍政権は、異常としかいいようがありません。

県が総合計画の基本理念に掲げた「原発に依存しない社会」を実現していくためには、暴走する安倍政権と東京電力にしっかり対峙して、「オール福島」の願いである第二原発を含めた福島原発「10基廃炉」を国に決断させることです。そして、国と東京電力が県民や被災地に持ち込もうとするあらゆる線引きと分断を許さないために、避難者や県民1人1人に寄り添う県の姿勢を堅持するよう最初に申し上げまして、以下質問します。

最初に、被災者・避難者支援についてです。

安倍政権は、昨年11月20日の原子力規制委員会からの「帰還に向けた基本的な考え方」と自民・公明与党からの「復興加速化第3次提言」を受けて、昨年12月20日、「原子力災害からの福島復興の加速に向けての指針」を発表し、12月26日には文科省原子力損害賠償紛争審査会からの「中間指針第四次追補」を決定しました。

復興指針と中間指針第四次追補(避難指示に長期化等に係る損害)では、これまで「帰還」一辺倒だった国の方針を転換し、「帰還支援と新生活支援の両面で支える」としたことや、「福島第一原発の事故収束に向けた取り組みを強化する」、「国が前面に立って原子力災害から福島の再生を加速する」の3点をあげています。これらは、私たち共産党も一貫して求めてきたものでもあります。しかし、長谷部県議が代表質問で指摘したように、「東京電力のみで対応することは難しい」などとして、東京電力を破たん処理せず「分社化」という形で温存させ、東京電力の責任をあいまいにしていることや、避難指示区域によって差を設けたり、一括払いによる「終期」を設け支援の打ち切りを明らかにしたことは重大です。

県は2月6日、知事を会長とする県原子力損害対策協議会として、今回の「指針」に関する緊急要望書を国と東京電力に提出していますが、避難指示区域の賠償、風評被害対策、除染、自主避難者等への賠償など、県民全体を視野に入れた本県の実情をよく反映した要望書です。私はこの緊急要望書の立場を、避難市町村と県民要望にそってより具体化させる観点から質問します。

まず、避難指示区域等の解除についてです。

田村市は、除染がすすみ、学校など一定生活環境が整ったとして、今年4月1日に都路地区を解除する方針をあきらかにしました。原発から20km圏内の旧警戒区域では初めてです。

私たち県議団は、先月の5～6日、第一原発から20km圏内の田村市都路地区の住民のみなさんとの懇談を行い、田村市とも意見交換をしました。さらに、7～8日には、すでに解除された30km圏内の旧緊急時避難準備区域の避難者からも聞き取りをしました。

毎日新聞社が、今年の1～2月に田村市都路地区に行ったアンケート結果によれば、解除時期については「来春以降」と答えた世帯が47%、「今春」と答えた世帯は39%でした。私たちと都路地区の避難者との懇談でも、1回の除染では線量が下がらず安心できないと山林や農地の再除染を要望する意見や、引き水を利用していることから飲料水の放射能への不安や、若い人が戻ってこられない中で高齢者だけ帰還しても生活していけないなど、帰還したあとの不安の声があいついで出されました。もちろん、家の改修も終わり帰る準備が整ったという方もいましたが、一家族だけ戻っても生活できないので戻る時はみんな一緒にとの意見は共通でした。

一方、川内村は、30km圏内の緊急時避難準備区域を2011年9月に解除してから2年半になります。川内村は、住民の帰村促進として、解除後も診療所の外来診療窓口を増設したり、企業を誘致して雇用の場を確保したり、商業施設や介護施設の設置など村として努力を重ねてきました。しかし、住民の帰還状況は、村の人口2,800人のうち週4日以上帰村者を含め52%ですが、そのうち完全に帰村した住民は昨年10月現在で535人とわずか20%にすぎません。

川内村の避難者が、完全に帰村できない理由はさまざまです。これまで医療、教育、商業や雇用の場などの多くを依存してきた大熊町や富岡町が未だ帰還できない状態にあること。村内で働く場がつかられても、非正規やパートでの雇用が多く、正社員を希望しても本社への転勤をほのめかされてあきらめた人もいと聞きました。家の中や山林・農地の再除染はすすまず、井戸水や自家製野菜摂取の不安、事故原発への不安などもあるためか、特に、若い世代の帰村率は30%台となっています。高齢者や病人を抱える避難者は、病院への通院の問題があり完全に帰村できないでいます。

田村市は、「解除してからがスタート」だとして4月1日に解除する方針ですが、今回の「中間指針第四次追補」では、避難解除後1年で支援を打ち切る方針です。県は、国への緊急要望で「相当期間の1年間は…当面の目安として示されたものであり、…個別具体的な事業に応じて柔軟に対応し」と要望しているように、まず、避難指示の解除については、生活環境の整備や地元の実情を十分に踏まえる必要があると思いますが、県の考えをお尋ねします。

また、川内村、田村市都路町や葛尾村では、井戸水や引き水を利用しています。検査機器

で基準値以下のNDと表示されても、大雨などで水が濁った場合は不安だとの声があがっています。避難指示区域の住民における飲料井戸水の安全・安心を確保すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

一方、葛尾村では飲料水を東電賠償の対象とし、東電発注で県内の業者に委託して井戸の掘削を始めています。避難指示区域内で井戸水を利用している地域における井戸の掘削費用について、東京電力に賠償を求めるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

さらに、空間線量と土壌の測定については、よりきめ細かなモニタリングを行い、田畑を100mメッシュで測定しマップにするなど、住民に情報提供していく必要があると思いますが、県の考えをうかがいます。

また、山林が迫る地域でもあり、田畑を含めて再除染を求める声があがっていますが、再除染についての県の考えをうかがいます。

一方、病院や商業施設など、旧緊急時避難準備区域及び避難指示解除準備区域等の生活環境整備について、県はどのように支援していく考えなのかうかがいます。

厚労省は、今年2月末で打ち切ろうとしていた旧緊急時避難準備区域の国保税や介護保険の免除措置を、来年度まで1年延長するとしたものの、今年10月からは国保の場合では、世帯所得が年600万円を超える世帯を免除対象からはずす方針です。今年1月22日、広野、楢葉、川内の3町村長が、国に要望書を提出していますが、避難指示区域等における国民健康保険税や介護保険料の減免については、対象となる地域や住民を分断せずに現行措置を延長するよう国に求めるべきです。県の考えをうかがいます。

また、高速道路の無料措置については、国が延長する方針をようやく示しましたが、これも1年限りです。本県の避難状況をみれば数年単位での延長とすべきです。避難者だけでなく全ての県民と、県外からの支援者、原発、除染、復興に関わる作業員も対象にするよう、国に要望すべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

次に、賠償問題についてです。

「中間指針第四次追補」では、新たに「故郷喪失」分として1人700万円の精神的損害賠償の追加賠償を行うとしたものの、2017年6月以降の分を一括して支払いこの金額で精神的賠償を打ち切る方針を示しました。しかも、この対象者は帰還困難区域だけと限定しています。

一方、居住制限区域と避難解除準備区域については、1人月10万円の精神的賠償は継続するとしています。しかし、今回の指針では、避難費用及び精神的損害の賠償を継続し解除後の「相当期間」を「1年間」としているように、解除すれば1年後には打ち切られます。旧緊急時避難準備区域で最初に解除した川内村の帰村状況をみれば明らかなように、解除されても住民のおかれた実情はさまざまです。

避難指示解除後の相当期間の1年間で賠償を打ち切るとする今回の中間指針第四次追補を見直すよう国に求めるべきですが、県の考えをうかがいます。

すでに、一昨年8月までで月10万円の精神的賠償が打ち切られている旧緊急時避難準備区域の南相馬市原町区、広野町、川内村の住民は、この1年半、若い世帯との二重・三重生活

による負担や、井戸水や野菜などを自家用で賄えた村での生活とは違い、水光熱費を含めすべて買い求めなければならないなど、わずかな国民年金と貯金などを取り崩して生活しているのが現状です。2月5日、広野町と川内村の町村長が国へ要望しているように、旧緊急時避難準備区域を「早期帰還者への賠償」の対象とするよう国に求めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

また、旧緊急時避難準備区域の住民の精神的苦痛や生活費増加分に対する賠償を継続するよう、東京電力に強く求めるべきですが、県の考えをうかがいます。

一方、精神的賠償は、避難指示区域内であろうと避難指示区域外であろうとこの3年間、多くの県民が放射能被害の不安とストレスにさらされ続けているのです。2011年4月23日以降の全ての県民に対し、精神的賠償がなされるよう指針への反映を国に求めるべきです。県の考えをうかがいます。

原発からの距離や放射線量によって線引きし、それを賠償にもあてはめたことが、県民どうしのあつれきや分断につながっています。これを持ち込んだのは、国と東京電力です。そもそも、避難指示区域による線引きと損害賠償は別々に設定すべきです。東京電力は、家賃や就労不能損害などについて東電独自の基準を示し賠償しない対応も明らかになっているように、東電には加害者という認識が欠如しており、国はそれを許しているのです。福島県は、全県民、全地域が原発事故の被害者です。

全ての県民に対する十分かつ完全な賠償を国に強く求めるべきです。原子力損害対策協議会の会長である知事に見解をお尋ねします。

原子力損害賠償金を非課税にするよう国に求めるべきですが、県の考えをお尋ねします。あわせて、原子力損害賠償の請求権については、東京電力に消滅時効を援用させないようにすべきですが考えをうかがいます。

次に、住まいの支援についてです。

まず、復興公営住宅ですが、今年秋には一部入居できるとのことですが、親戚や近所、仮設住宅者どうしの入居など、復興公営住宅の入居者募集について、コミュニティが維持できるよう柔軟に対応すべきです。県の考えをお示し下さい。また、復興公営住宅の入居者の募集や選定については、どのように実施していく考えなのかお尋ねします。

すでに、解除された川内村でも1人暮らしや高齢者世帯などが、自宅の修繕や建てかえる資力がない方もいます。復興公営住宅への入居について、旧緊急時避難準備区域の住民も対象とすべきです。県の考えをうかがいます。

ところで県は、県内の借り上げ住宅における家賃遡及措置制度について、3月末で打ち切る方針を示しました。終了とせず当面継続し、終了時期の周知徹底を図るべきと思いますが、考えをうかがいます。

一方、今年度県が実施した、応急仮設住宅の一斉点検の結果を踏まえた対応についてお示し下さい。

また、県外の自主避難者や県内でも家族の状況の変化に応じて、災害救助法による借り上げ住宅の住み替えについては、柔軟な対応を認めるよう国に求めるべきです。県の考えをお

尋ねします。

民間借り上げ住宅などの避難者は、1年ごとに契約が切れるのではないかとの不安が常にあり、避難者のストレスになっています。災害救助法による仮設住宅の供与期間については、入居期限を設けていない建設型の仮設住宅と借り上げ住宅とでは差が生じないようにすべきです。県の考えをうかがいます。

さらに、県の復興公営住宅の整備戸数について、避難者の意向をふまえた見直しが今後必要だと思えます。県の考えをお尋ねします。

次に、福島第一原発の汚染水漏れをはじめとするあいつぐ事故のトラブルについてです。

福島第一原発の観測用井戸からは、発表の度に高濃度の汚染水が検出され、1リットル当たり2億3千万ベクレルもの放射性汚染水が検出されています。タンク天板からの汚染水の漏えいやストロンチウム等の測定の誤りも発覚していますが、県はどのように対応しているのかお答え下さい。

次に、原発放射能被害から子どもたちを守るための健康支援についてです。

県民の安全・安心の観点から、県が原発事故直後に、今後30年間にわたる甲状腺検査を決断した意義は大きいと思えますが、県民や保護者の不安にはきちんと向き合う姿勢が求められます。

まず、県が実施している18歳以下の甲状腺がん検査の実施機関を増やすとしていますが、来年度の甲状腺検査について、具体的にどのように進める考えなのか伺います。

また、甲状腺検査の全体の対象者36万8千人のうち、様々な事情から未だに6万人もの県民が一度も受けていないとのことですが、甲状腺検査の未実施者が検査を受診できるようさらに受診の機会を拡充すべきです。県はどのように対応する考えなのかうかがいます。

一方、これまでの甲状腺検査で、がんやがんの疑いとされた人は74人でした。原発事故による低線量の放射能を長期にわたり受け続けることによって、将来子どもたちにどのように影響するのか、これまで経験がないだけに現時点で影響はないなどとする結論を早々に出すべきではないと考えます。ここで問題なのは、18歳以下であれば医療費は無料ですが、18歳以上になれば医療費負担が生じることです。これまでも求めてきたように、甲状腺検査の結果によって生じた医療費については、18歳を超えても無料にする措置を講じるべきです。県の考えをお尋ねします。

ところで、学校でも甲状腺検査を実施できるようになってきているようですが、学校の健康診査はすべての子どもたちが平等に健診を受けられるという利点があり、学校健診のデータは、個人の記録であるとともに集団のデータともなります。養護教諭は、子どもの健康と体を個人や集団の両面で見続け分析もできる専門家なのです。

県内の公立小中学校及び県立学校の養護教諭の配置状況をお示し下さい。また、養護教諭が配置されていない公立小中学校には県単独で配置すべきと思いますが、県教育委員会の考えをうかがいます。

原発事故により、3年近く戸外での活動が制限された影響によって、本県の子どもの体力低下と肥満傾向が指摘されています。医師や専門家の意見を入れながら、子どもの発達段階に応じた発育を保障し、原発事故の影響による体力の低下や肥満の解消のため、県はどのように取り組んでいく考えなのかうかがいます。さらに、乳幼児、学童期、思春期、成人になるまでの、子どもの健康や発達を一元的に把握し、関係部局が連携して課題に対応すべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

また、ふくしまっ子体験活動応援事業は、来年度からようやく県外での活動も対象になりましたが、予算はむしろ減額されています。保護者や現場から利用しにくいとの声を真摯に受けとめ、改善し拡充すべきと思いますが、県教育委員会の考えをうかがいます。

次は、教育行政についてです。

放射能被害を受けた子どもの健康を守るためにも、県内の公立小中学校と県立高校の教室へのエアコン設置を進めるべきです。県教育委員会の考えをお尋ねします。

また、被災県なのに全国的にも遅れている公立小中学校の耐震化を急ぐべきですが、県教育委員会の考えをうかがいます。

ところで、格差と子どもの貧困は、震災前から問題になっていましたが、アベノミクスは財界には恩恵があっても多くの国民には何の恩恵もありません。そのうえ、社会保障の改悪と一体に、この4月1日から消費税率を8%に増税しようとしています。すでに、消費税増税を前提にした諸物価の便乗値上げや、県も使用料・手数料の引き上げを次々と提案するなど、県民の生活と家計負担は重くなるばかりです。

こうした中で、高校の授業料無償化制度がようやく始まったばかりだというのに、安倍政権は、高校授業料無償制度を見直し、公私間の格差是正をするなどの前進面もある一方で、今年4月の新1年生から「高等学校等就学支援金制度」とし、所得制限も設け、町村民税所得割額30万4,200円（年収約910万円）以上の世帯の生徒は、就学支援金が支給されなくなります。

まず、高校授業料無償化制度の見直しにより、授業料を徴収することになる県立高校の生徒数の見込みをうかがいます。また、就学支援金制度の見直しにより、支給対象外となる私立高校の生徒数についても見込みをお示し下さい。

一方、所得制限で生まれる財源を使うという問題はありますが、低所得世帯への対策として今回創設された「高校生等奨学給付金」の周知徹底を図るよう求めます。県の考えをお尋ねします。

高校授業料無償化制度は、国際人権規約13条「教育の権利」（1974年8月4日条約6）と合致した制度です。安倍政権のもとで、高校授業料無償化を見直し所得制限まで設けるといことは、2012年9月に政府が、締約国160カ国中159番目13条2項の留保を撤回して条約となった国際公約に逆行するものです。

未曾有の災害を受けた本県だからこそ、県立高校の授業料無償化の継続を国に求めるべきです。県教育委員会の見解をうかがいます。また、所得制限を設けず県独自の施策として、県立高校の生徒の授業料を引き続き無償にすべきと思いますが、県教育委員会の考えをうか

がいます。

一方、義務教育における小中学生に対する就学援助制度について、児童生徒の保護者に周知徹底を図るべきと思いますが、県教育委員会にお尋ねします。

次に、県立特別支援学校についてですが、まず、全体整備計画の進捗状況をお示し下さい。県中地区のあぶくま養護学校については、以前から教室不足の問題や遠距離通学の解消が課題でした。この間、校舎の増築などで一定改善はありましたが、生徒数の増加は依然として続いており、給食室は今でも増やせるスペースはなく、安積分校の給食は現在郡山市内西部にある県立聾学校に依頼している状況です。さらに、安積分校は地権者から数年後までに用地の返還を求められている状況にあります。空き校舎待ちではなく、小規模・分散化の方向で少なくとも二本松市内と田村市内に新たな校舎の設置を具体化すべきです。県中地区に新たな県立特別支援学校を早期に設置するよう求めますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

次に、女性職員の幹部登用についてうかがいます。

女性幹部の登用は、大震災・原発事故を受けた本県こそ必要です。子どもや障がい者、避難者支援、防災、復興公営住宅などの企画立案分野において、女性職員の積極的な管理職登用が必要だと思いますが、県の見解を求めます。

最後に、震災・津波、原子力災害、風評被害と何重にも被害を受けた本県は、中小企業にも大きな影響を与えています。県の中小企業グループ補助制度は、4分の3の補助率と使い勝手もよく被災業者には大変好評です。しかし、今年度からは補助対象地域が浜通りの被災地域に限定されたうえ、制度の周知徹底も課題です。中小企業等グループ補助金を今後も継続すべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

また、グループ補助の対象から外れた中小業者に対しては、県単の中小企業等復旧・復興支援事業の工場・店舗等再生支援事業を活用し、対象地域を県内全域とするとともに、補助率を中小企業等グループ補助金と同率にすべきと思いますが、県の考えをうかがいまして、以上で私の追加代表質問を終わります。

答弁

佐藤雄平知事

神山議員の御質問にお答えいたします。

原子力損害賠償についてであります。私は、これまで、原子力損害対策協議会の会長として、自らが先頭に立ち、損害賠償の完全実施に向けて取り組んでまいりました。

今年度は、国の審査会の委員による現地調査や県内開催を実現させるとともに、文部科学大臣や審査会の会長に対し、直接、要望を行い、被害者の生活や事業の再建につながる賠償が確実になされるよう、指針の追加、見直しを強く要請したところでありました。

こうした取組により、昨年末に中間指針第四次追補が策定され、避難の長期化に伴う精神

的損害の一括賠償や住居確保のための追加賠償の考え方などが示されたところであり、被害者一人一人の将来の生活設計に応じた賠償がなされるべきであると考えております。

引き続き、関係団体、市町村と力を合わせ、県内で生じている様々な損害に対し、住民の置かれている状況を踏まえた確実、迅速、十分な賠償がなされるよう取り組んでまいりたいと考えております。

一、被災者及び避難者への支援について

生活環境部長

きめ細かなモニタリングと情報提供につきましては、国は、帰還に向けた取組として、宅地や田畑及び住民の行動パターンに応じた詳細なモニタリングを行い、被ばく低減に資する線量マップを作成し情報提供することとしており、国が責任を持ち、しっかりと取り組むよう、引き続き、求めてまいる考えであります。

次に、再除染につきましては、田村市等における事後モニタリングの結果など知見の集積を踏まえて、今後、国が具体的な考え方を示すこととなっております。県といたしましては、地域の実情に応じた的確に対応できるようにすることが、極めて重要であるとの認識の下、引き続き、国に対して、柔軟な対応が可能な追加的除染の仕組みを早期に示すよう強く求めてまいる考えであります。

保健福祉部長

避難指示解除準備区域及び居住制限区域における飲用井戸水等につきましては、現在、住民からの依頼に基づき、放射性物質検査を実施し、その結果を関係市町村を通じてお知らせしているところであります。今後も、当該検査を継続するとともに、飲用に当たっての留意事項等について分かりやすい情報提供に努めるなど、安全・安心の確保に向け取り組んでまいる考えであります。

次に、旧緊急時避難準備区域及び避難指示解除準備区域につきましては、避難地域全体の復興にとって、先導的役割を果たす地域であることから、新たに創設された福島再生加速化交付金等を活用しながら、インフラ復旧や医療・福祉、買い物環境などの生活環境の整備が着実に進められるよう、引き続き支援してまいります。

原子力損害対策担当理事

避難指示等区域における井戸の掘削費用の賠償につきましては、原子力損害対策協議会の活動等を通し、再三にわたり、国、東京電力に求めてきたところであります。安全、安心な飲用水の確保は、帰還後の生活再建に大変重要であることから、引き続き、損害の範囲を幅広く捉えた迅速かつ十分な賠償がなされるよう働き掛けてまいります。

次に、高速道路の無料措置につきましては、これまでの本県の要望を受け、避難指示区域等からの避難者及び自主避難している母子避難者等を対象に、避難の実態を踏まえて実施されているところであり、引き続き、国に対し、本年3月末までとなっている本無料措置の延長の早期決定を求めてまいります。

避難地域復興局長

避難指示の解除につきましては、放射線量の低減に加え、インフラ復旧や生活環境の整備が必要であります。このため、地域の再生に必要な環境の整備を支援していくとともに、解除に際し、地域の実情が十分考慮されるよう市町村に寄り添ってまいりたいと考えております。

次に、旧緊急時避難準備区域及び避難指示解除準備区域につきましては、避難地域全体の復興にとって、先導的役割を果たす地域であることから、新たに創設された福島再生加速化交付金等を活用しながら、インフラ復旧や医療・福祉、買い物環境などの生活環境の整備が着実に進められるよう、引き続き支援してまいります。

二、賠償問題について

原子力損害対策担当理事

避難指示解除後の賠償が継続される「相当期間」につきましては、中間指針第四次追補の中で、一年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断すべきことが示されたところであり、引き続き、被害者の生活や事業の再建に必要な期間が確実に確保されるよう取り組んでまいります。

次に、早期帰還者への賠償につきましては、被害者が生活や事業の再建を図る上で大変重要であることから、国、東京電力に対し、旧緊急時避難準備区域も対象にするよう求めてきたところであり、今後も、地域の実情を踏まえ、被害の実態に見合った賠償がなされるよう働き掛けてまいる考えであります。

次に、旧緊急時避難準備区域における精神的損害につきましては、地域が事故以前の環境を取り戻し生活の不安がなくなるまで賠償されるべきであると考えており、今後も、被害者一人一人の立場に立った賠償が最後まで確実になされるよう、国、東京電力に対し、強く求めてまいります。

次に、全ての県民の精神的損害につきましては、損害の範囲を幅広く捉え、県民それぞれの被害の実態に見合った十分な賠償がなされるよう、国、原子力損害賠償紛争審査会に対し、指針への適切な反映を求めてまいりました。引き続き、個別具体的な事情への対応を含め、最後までしっかりと賠償がなされるよう取り組んでまいる考えであります。

次に、賠償金への課税の問題につきましては、精神的損害や避難費用、財物損害等に対する賠償金は、そもそも非課税とされており、就労不能損害、営業損害の減収分等に対する賠償金が、課税の対象とされているところであり、引き続き、被災地域全体における税制の在り方を踏まえながら、被害者救済の視点を十分に反映させるよう、国に対し、働き掛けてまいる考えであります。

次に、原子力損害賠償の消滅時効につきましては、今後も、東京電力に対し、将来にわたり時効を援用しないことの具体的な表明を求めてまいりますが、当面は、むしろ、特例法の成立により、時効の期間が十年間に延長されたことにとらわれず、迅速かつ確実に賠償を進め、被害者の早期の生活再建につなげることが重要であると考えております。

三、住まいの支援について

土木部長

復興公営住宅の入居者募集等につきましては、原子力災害により避難指示を受け、県内外に避難されている方々が円滑に入居できるよう、先月開設した復興公営住宅入居支援センターにおいて、入居に関する問い合わせへの対応、募集案内の配布、入居申込みの受付、入居者の選定等の業務を一括して実施してまいります。

次に、県内の借上住宅における家賃逓及措置制度につきましては、平成23年8月から受付を開始し、初年度の約4,700件の申請に対して、24年度は、170件、今年度は12件と大幅に減少しており、制度が十分に活用されたと考え、3月末で終了するものであります。また、終了することについて、市町村、不動産関係団体等への通知やマスコミへの情報提供を行うとともに、避難者向けの情報紙やダイレクトメールにより、周知の徹底を図ってまいります。

次に、応急仮設住宅の一斉点検につきましては、一月末で全て完了しており、その結果、重大な不具合は認められませんでした。屋外のスロープ等の損耗や雨どいの破損などがあり、現在、年度内を目標に修繕を進めているところであります。あわせて、今回の結果を踏まえ、今後重点的に点検すべき箇所を団地ごとに整理し、来年度実施する一斉点検にいかすなど、維持管理に反映させてまいる考えであります。

原子力損害対策担当理事

借上住宅の住み替えにつきましては、災害救助法において、本来認められておりませんが、避難者の病気やけが、介護など、真にやむを得ない場合については、個別に協議して可能な限り対応しているところであり、引き続き、柔軟な対応を国に求めてまいる考えであります。

次に、災害救助法による仮設住宅の供与期間につきましては、法令により、建設型の仮設住宅の安全性などを考慮して一年を超えない範囲で延長することができるとされております。借上住宅制度は、東日本大震災の避難状況等を踏まえ、建設型の仮設住宅を補完するものであり、供与期間に差が生じることはありません。

避難地域復興局長

復興公営住宅の入居者募集につきましては、これまで培われてきたコミュニティを維持するため、同じ棟には、同じ市町村の方が入居できるよう配分を行うほか、親族や友人同士、仮設住宅で築かれたグループでの入居が可能となるよう入居者募集を行ってまいります。

次に、復興公営住宅の整備戸数につきましては、昨年12月に策定した第二次復興公営住宅整備計画において4,890戸を整備するとしたところであり、今後実施する住民意向調査の結果等により、避難者の意向を踏まえて整備戸数を見直し、必要となる復興公営住宅を整備してまいります。

四、原発事故の汚染水漏れと事故収束について

生活環境部長

タンク天板部からの汚染水の漏えいやストロンチウム等の測定の誤りにつきましては、先月 20 日に、原子力関係部長会議を開催し、今後の対応方針を協議した上で、同日開催した、廃炉安全監視協議会において、東京電力に対しては、再発防止や作業管理、情報公開の徹底等を、また、国に対しては、監視・指導の強化と汚染水問題の実効性のある取組を強く求めたところです。さらに、25 日には、使用済燃料プールの冷却一時停止が発生したことから、改めて東京電力に対し、リスク管理の徹底と再発防止を再度、厳しく申し入れたところです。

五、子どもの健康支援について

保健福祉部長

甲状腺検査につきましては、来年度から、検査の対象者を発災時に胎児であった方まで拡大するとともに、県内小中学校に加え高等学校においても検査を行うほか、県内外の検査実施医療機関を拡充するなど、より身近な場所で検査を受診できるよう取り組んでまいる考えであります。

次に、未受診者の受診機会につきましては、これまでの未受診者を対象として、今月、県内 6 地域で検査を実施することとしており、対象者に個別通知を行ったところであります。

今後、引き続き、甲状腺検査に関する情報誌を定期的に送付するなど、受診勧奨にも取り組みながら、受診機会の拡充を図ってまいる考えであります。

次に、甲状腺検査の結果生じた医療費につきましては、昨年 10 月に閣議決定された「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」に基づき、現在、国において、県民健康管理調査の結果等を踏まえた医療に関する施策の在り方を検討しております。県といたしましては、国の検討状況を注視し、本県の実情に沿ったものとなるよう、国に求めている考えであります。

子育て支援担当理事

子どもの体力低下と肥満の解消につきましては、乳幼児には、親子で参加する運動遊び教室や保育所が行う運動量確保のための取組への支援、児童生徒には、体育の授業に総合的な体力を高める新たな運動プログラムを導入するなど、子どもの発達段階に応じた取組を展開しているところであります。今後は、さらに、専門家の協力の下、幼児の運動プログラム作成や食育の一層の推進などにも取り組んでまいる考えであります。

次に、子どもの健康・発達の一元的な把握につきましては、現在、児童福祉、健康、教育などを所管する部局が、子ども・子育てに関する情報や取組内容を共有し、対応を協議しながら、施策を展開しているところであります。県といたしましては、今後も、福島の子どもの健やかな成長を支えるため、子どもの健康・発達に係る課題に、一体的に取り組んでまいる考えであります。

教育長

公立学校の養護教諭の配置状況につきましては、公立小中学校では、臨時休業等の学校を

除き、677校に計702名を配置しており、未配置校は、分校五校を含め21校であります。県立学校では、114校に計155名を配置しており、未配置校は、分校4校であります。

次に、養護教諭の配置につきましては、いわゆる標準法により決定される教員数に加えて、児童生徒の保健指導や心のケア等に当たらせるために、養護教諭を増員して配置しているところであり、今後も各学校の状況を踏まえて、適切に対応してまいる考えであります。

次に、ふくしまっ子体験活動応援事業につきましては、来年度は、交流活動等の一層の促進を目的に、県外での活動についても補助対象とすることとしており、引き続き、子どもたちが伸び伸びと活動できるよう支援してまいる考えであります。

六、教育行政について

総務部長

就学支援金の支給対象外となる私立高等学校の生徒数につきましては、私立高等学校の入学見込者数及び所得別世帯数の割合から推計し、平成26年度は約450人と見込んでおります。

教育長

ふくしまっ子体験活動応援事業につきましては、来年度は、交流活動等の一層の促進を目的に、県外での活動についても補助対象とすることとしており、引き続き、子どもたちが伸び伸びと活動できるよう支援してまいる考えであります。

次に、公立小中学校の耐震化につきましては、災害復旧事業の活用のほか、国が完了の目標としている平成二十七年度に向けて耐震化を推進するために、国庫補助率のかさ上げ措置や地方財政措置の拡充がなされ、実質的な地方負担が大きく軽減されていること等を踏まえ、国庫補助事業の活用を促すなど、市町村が行う耐震化事業を引き続き積極的に支援してまいる考えであります。

次に、授業料徴収の対象となる県立高等学校の生徒数につきましては、県立高等学校の入学見込者数及び所得別世帯数の割合から推計し、平成26年度は約3,000人と見込んでおります。

次に、高校生等奨学給付金につきましては、制度の内容や申請手続等について、各高等学校等における入学オリエンテーション等で説明するとともに、パンフレットの配布、県のホームページへの掲載などにより、周知を徹底してまいります。

次に、県立高等学校授業料無償制の継続を国に求めることにつきましては、新たな制度は、教育に係る費用負担の公平性を図るものであるとともに、生活保護世帯等への支援の拡充、公立・私立間における格差の縮小などにつながるものであることから、県民に新たな制度の趣旨、内容等を丁寧に説明し、制度の円滑な導入に努めてまいりたいと考えております。

次に、本県独自の施策として、県立高等学校の授業料を引き続き無償にすることにつきましては、今回の措置は、教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うことを目的とするものであることから、困難であると考えております。

次に、就学援助制度につきましては、入学時や進級時などにおいて児童生徒の保護者に周知が図られているところであり、今後とも、制度の趣旨や申請方法等を周知するよう市町村

教育委員会に促すとともに、研修等の機会を通じて、教職員に制度の理解を深めさせるなどにより、就学援助制度の周知に努めてまいる考えであります。

次に、県立特別支援学校全体整備計画の進捗状況につきましては、児童生徒が増加しているいわき地区と県中地区の知的障がい特別支援学校の教育環境を早急に改善するため、分校設置の取組を進めております。

次に、県中地区の新たな県立特別支援学校につきましては、遠距離・長時間通学の緩和を図る観点から、あぶくま養護学校の分校を設置することとし、現在、候補地の選定作業を進めているところであります。

七、女性職員の管理職登用について

総務部長

女性職員の管理職登用につきましては、これまで、幅広い職務経験の付与や多様な研修機会の確保等により能力向上を図り、避難者の健康支援や子育て支援等の分野も含め、登用に努めてきたところであります。今後も、復興・再生に向け、広く様々な分野において、女性職員の登用を進めていく考えであります。

八、中小企業支援について

商工労働部長

中小企業等グループ補助金につきましては、避難解除等区域や津波浸水地域における被災事業者の事業再開を支援するため、県から国に対して事業の継続を要望し、国の今年度補正予算及び新年度予算案において合計約 425 億円が計上されたところであり、今後も長期的な継続を、国に対して強く働き掛けてまいる考えであります。

次に、工場・店舗等再生支援事業につきましては、これまで約 1,300 件の被災企業に対し工場・店舗の建て替え、修繕等への補助を行い、早期の事業再開を支援してきたところであり、新年度におきましても県内全域を対象として、現行制度を継続し、被災企業の復旧・復興に、引き続き、積極的に取り組んでまいる考えであります。

再質問

神山悦子県議

再質問させていただきます。避難者の支援にかかわって避難地域復興局長と原子力損害対策担当理事にお聞きしたいと思います。今回は 12 月末に国が出した復興指針と賠償の第 4 次追補があります。まず復興局長におたずねしたいんですが、解除にあたって田村市の都路地区は 4 月に解除する方向は決めました。田村市の言い分は帰りたい人がいるということ踏まえてだと思えますし、除染が一定進んだとか生活環境が整ったからと言って解除に踏み切ろうとしているわけです。市とすればある意味当然かもしれませんが、しかし、帰される当の住民たちにとってはまだまだ不安があるわけですね。ところが、この指針によれば、解除後 1 年で川内村みたいに精神的賠償や追加費用等 10 万円は出なくなるわけですね。それに

対する不安もあるわけです。帰れるか帰れないか、再除染も進まない等いろんな課題がある。先ほどご答弁では生活環境を整えるために支援すると言いますが、解除の要件が三つあって、一つは除染（による放射線量）の低減化というのが最初にあるんですね。この低減化がいろいろな数字が出てくるんですよ。ステップ2の完了を持ってというときは20ミリ（シーベルト：以下同）以下とか、原子力規制委員会が1ミリ以下にすべきだとか、県も1ミリ以下に長期的にはすべきだとか、いろいろ線量についてはあって、それでここにまた不安が残るわけです。

環境も実際に整っているかどうか分からない。そういう意味では、本当に親身になって県がそこに入らないと、国直轄除染とか国がかかわっているところはなんとなく遠いように私は思うんですね。避難解除の、住民合意も入っている三つの要件を見て対応すべきだと思いますがご考えをお聞かせください。

それから原子力損害対策担当理事です。指針にある1年、相当期間を1年と決めたわけですが、もうすでに1年で打ち切られた川内村の例があるわけです。家賃は発生しませんし、今のところ医療費（免除）もなんとかのばしてもらってますけれども、生活費全部はいろんなところにかかっているわけですね。それを見ているこれから新たに解除する地域では不安があるわけです。いくら柔軟に対応するといっても、いまご答弁いただいた問題はぜんぜん解決していないから国に求めるということになっている。私も質問しました。

そういう点においては、県にがんばってもらうのは当然ですが、どうやったら避難者の立場に立って賠償を行わせるか、それから国にちゃんと指針の見直しをさせるか、ここは県が大きな役割を果たしていると思うのもう一度お聞かせください。

それから生活環境部長にお聞きいたします。再除染についてです。国は再除染やらないとは言わないわけです。フォローアップ除染とか言って。でも進展が見えないんです。方法というよりは、やるかどうかが問われていると思いますが、国との関係で県の対応を求めておきたいと思います。

教育長におたずねいたします。特別支援学校についてはいわきだけは一定進みました。県中地区は阿武隈養護（学校）については、これから分校化（のために）みつけると言うんですけど、これは空いている校舎をみつけてってということなんですよ。私は予算をちゃんと取って、新しい校舎をちゃんとつくるという決意がなければだめだと思います。教育予算をこういうところに増やしたらいいんじゃないでしょうか。いつまでもこういうことをやるから、福島県全体の特別支援学級も含めた支援が進まないと思うんですね。そのあたりの決意が全然ないんです。どうやったらそれを計画的にすすめるのか、予算化してちゃんとやるのかということについて、県は決断してそういう方向を持つべきだと思うんです。空き教室待ちでは解決しないということをお聞きいたします。

再答弁

生活環境部長

再除染についてであります。国は除染実施後に適切なモニタリングを実施をして、新たに汚染が特定された地点、取り残しがあつた地域については再除染・追加的な除染をするという方針を示していますけれども、その具体的な考え方はまだ示されていないという中で、これらについてこれまでも具体的な対応について求めてきたところでありまして、現在、いま申し上げたところはまだ示されていないという状況でありますので、引き続き強く求めてまいりたいと考えております。

原子力損害対策担当理事

“相当期間”のお話でございます。そもそも解除されるまでにお話のとおり、除染・インフラ復旧等の一定の要件を満たしたうえで住民・市町村ともお話をし、ということ踏まえたうえで1年間の相当期間、さらにその1年間につきましては、答弁のなかでも申し上げましたが、今回われわれの要望も踏まえて指針にも柔軟性を認める書き込みをしていただいておりますので、今後他の地域も解除の話がどんどん出てまいります、引き続き現場の実態というものをきちんと国に訴えていきたいと思っております。

避難地域復興局長

避難指示の解除につきましては、空間線量、それからインフラの復旧、生活環境の整備、それから地元との協議など総合的に判断して今後解除が進められていくと思っております。県といたしましては市町村とともに環境の整備に取り組みまして、解除後の生活の安定等に資するようしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

教育長

阿武隈養護学校の今後のあり方ということですが、県立特別支援学校全体整備計画に示したとおり、いわき地区、それから県中地区、これについては空き教室または分校設置ということで教育委員会として決定をしているところでございます。

再々質問

神山悦子県議

教育長、決定しただけで進むんだったら誰も文句は言いませんよね、私も質問しません。決定した内容は、課題は共有できると思うんですよね、私もそう思いますよ。生徒数が増えるとか、通学時間が長いとか、教室不足があるとか、だからどうするんだという、途端にトーンが下がるわけですよ。教室をつくらないという結論にどうしてなるんですか。空き教室を待ってる場合じゃないと思いますよ。教育長として予算をどう取るのかががんばってもらわないと。障がい者はどんどん増えているし、形態も増えてます。障がいの度合いも。だから、障がい者教育にもっと目を向けた、障がい児教育にもちゃんと力を入れる県にならないければ、本当の復興なんかならないんじゃないんですか。そこを教育長にもう一度おたずね

いたします。

それからエアコンの設置。保健室とコンピューター室だけと言いました。そして市町村については教室にも入れると言いますが、要望があったところに何分の一県が補助するんですか。ここが県の姿勢がはっきりしない。国の姿勢もはっきりしないので、福島市に続いて郡山市も来年度予算化したんです。教室に入れると。でも県の方向も見えないし国の方向も見えない。それでも市としてはやるという判断をしたのは本当に評価すべきだと思うんですね。そこをちゃんとわかるように、県としてどのくらい補助するのか、国の動向はどうか。もう一度お示しいただきたいと思います。

そして、高校の授業料の無償化の問題です。今回の制度改定によって、先ほど教育長からは約3,000人が対象外となる。総務部長からは450人が対象外になるだろうということでした。ざっと計算しても4億か5億円くらい県が出せば、対象外になった人に（無償に）できると思うんです。それくらいのお金を使って福島県の子どもたちを守ったらいいいと思うんですが、私はこれは教育長にもう一度おたずねしたいと思います。

それからもう一度確認ですけど、原子力損害対策担当理事におたずねいたします。今の「一年で区切る」という問題は、演説でも申し上げましたけど、賠償と（避難指示の）線引きと別ならそんなに問題はないんですね。先ほど言ったように、一年で（打ち切りに）ならないようにいろんな支援も柔軟に対応するように求めると言いながら、指針では賠償は打ち切るという方向があるわけです。ですから避難者からすれば、生活環境は一定整うかもしれないけど、避難者一人ひとりに対する生活費が保障されなくてはだめでしょう。だから指針の持つ意味が重大だと私は思うんです。一年で区切るという国の方針を変えさせるという姿勢がなければ本当の支援にならないのではないのでしょうか。そういう意味での原子力損害対策担当理事のお答えをもう一度お聞かせください。

土木部長におたずねいたします。復興公営住宅ができます。そしてセンターが（希望者を）募集すると言いますが、この秋にできて入れるのは500戸程度ですよ。先ほど避難地域復興局長もおっしゃいましたけれど、コミュニティを維持すると言うけど、グループで入りたい人はどうやって申し込んでいくのか。要望がかなえられる入居になるのか。結局抽選になるときにどうやって整理するのかお聞かせいただきたいと思いますがもう一度ご答弁お願いします。

最後に知事におたずねいたします。県原子力損害対策協議会の会長として、完全かつ十分なおっしゃいました。私がいま皆さんにお聞きしましたように、この賠償の問題、それから今度の指針とのかかわりで、外れる人も含め、県から避難者を十分に支援するということをもっと知事として求めているいただきたいと思うんですね。今のこの指針では不十分です。（避難解除から）1年で切られるかもしれないという心配もあります。指針の不十分なところをきちんと国と東京電力に求めているいただきたいと思いますがお聞かせください。

再々答弁

知事

この賠償については、精神的損害の一括賠償や、避難用等賠償の継続される相当期間、住居確保のための追加賠償の考え方など、賠償の見通しが示されたことは被害者の将来の生活設計に寄与するものと一定の受け止めをしています。引き続き生活再建を果たすことが出来る賠償が最後まで確実になされるよう全力で取り組んでまいります。

土木部長

復興公営住宅の入居者の選定でございますが、先ほども避難地域復興局長が答弁したとおり、既存のコミュニティであるとか新たに仮設住宅で築かれたコミュニティであるとか、いろいろなコミュニティが築かれておりますことから、当然関係市町村等々と連携しまして、まずはお話を聞いて、できるだけその人たちの要求に沿うよう努めていく考えでございます。

原子力損害対策担当理事

区域と賠償の問題でございますけれども、私といたしましては、住民の皆さまが置かれている状況というものを十分に踏まえ、その声を反映すべく努力してまいりたいと思っておりますが、避難されている方の被害の実態見合った賠償が最後までなされるということ、それから、生活の再建につながる賠償がなされるということが大事だと思っておりますので、そういった気持ちを持って引き続き努力してまいりたいと思っております。

教育長

まず県中地区の特別支援学校についてですけれども、現在、分校設置ということで進めているわけですが、小中学校のいわゆる統廃合による廃校になった校舎とか、それから県立高等学校では学級減とかでかなり施設にいわゆる見通しがあるということで私どもは分校で進めているということです。

それからエアコンでございますが、小中学校については、震災以降平成23年度から子どもたちの安心・安全のためということで支援してまいりましたが、新たに市町村の方から小中学校については支援をしてほしいということがありますので、これは継続して支援していくということでやっていくつもりであります。ただ、県の負担とかまだ若干未定の部分がございますものから、ここでは詳細な数字は差し控えたいと思っております。

それから県立高等学校ですけれども、先ほど申しましたように、情報処理室、それから保健室とかですね、必要な特別教室に支援し、普通教室等については現在21校、特に進学校を中心として普通教室については、保護者負担という形で設置されているところでございます。

それから授業料でございますが、先ほど授業料、いわゆる就学資金が受けられなくなるのは大体3千人と申し上げました。これを年間の金額にいたしますと、年間3億5千万円程の金額になると推計してございます。現在のところ、それを全員を無償にするということは考えておりません。

以上